

## 第32号議案

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（島根県知事の選挙における候補者に限る。）」を削り、「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号」を加え、「同号」を「同項第3号又は第4号」に改める。

第8条中「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される島根県議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された島根県議会議員の選挙については、なお従前の例による。